

条約の普及 (dissemination) について (調査報告) ——女子差別撤廃条約を例に——

小 寺 初世子

大阪国際大学政経学部

広島大学平和科学研究センター客員研究員

On the Dissemination of Treaties (Report of a Survey)

— In Case of the Convention on the Elimination of

All Forms of Discrimination against Women —

Sayoko KODERA

Osaka International University

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

Among treaties concluded after the end of the World War II, the number of those treaties which guarantee human rights to all (i. e., the so-called human rights treaties) is increasing. This means that there are treaties which are closely related to private individuals. Nevertheless, many people are still in firm belief that treaties are far from them. However, to protect their fundamental human rights, to disseminate these human right treaties among them is indispensable. This short article is to report on a survey carried out by the present writer in the

years of 1991 and 1992 on the dissemination of a human right treaty, i. e., "the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women" in Japan.

〔はじめに〕

日本国憲法98条2項によれば、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規」は、誠実に遵守することが規定され、これは、条約等に、一般的の国内法令よりも優越した効力を与えたものと解釈されている（たとえば、宮沢俊義『コメントール・日本国憲法』日本評論社 p. 809参照）。ところで、第2次大戦以降は、国連憲章の人権規定をうけて、人権の保護に関する条約があいついで締結されるようになってきた。国内法令であれ、こうした条約であれ、これらは、直接間接に、一般国民に対して法的権利を与え、また国民に法的義務をも負わせうるものであるから、それらははなによりもます、国民に広く知られていなければならない。したがって憲法が、天皇の国事行為に「法律、政令及び条約の公布」（7条1号）を掲げたのは、当然というべきであろう。

しかし、この「公布」は、通常、「官報への記載」によっておこなわれるのことであるが（宮沢 do., p. 113），普通の国民が官報を手にする機会など、あまり多いとは思われない。それでも国内法令の主要なものであれば、それが「六法全書」に採録されていることぐらいは、国民の多くが知り、それを利用してもいる。だが、条約となると、どうであろう。たしかに、日本が締結した条約の一部は六法全書にも出ているし、市販の「条約集」もある。そこには、日本が締約国でない条約でさえ採録されている。しかし、こうした条約集の存在を知り、それを利用している国民が一体どれだけいるだろうか。筆者は常々、わが国における条約の普及や周知徹底について疑念をもち、機会があれば、これについての簡単な調査を実施したいと思っていた。つまり、公布（官報への記載）に、マスコミの記事・報道を加えても、条約はもとより国内法令の普及さへ、わが国では、十分に図られていないように思われてならなかったからである。

そこで、たまたま一昨年（1991年）の秋に創価学会の青年部の方から、国際的な人権保障についての講演依頼をうけたのを機に、人権条約の普及度、人権条約というものについての理解・関心度等を計るための簡単な調査を実施してみることを思ひ立った。女子差別撤廃条約を調査対象条約に選んだのは、第一に、筆者が女性であるということから、筆者がつよい関心をもっている条約であるという

こともあるが、この条約は、日本が締約国となっている数少ない人権条約の一つであり、しかも、最も最近に日本が締約国となった人権条約だからである。また、この条約が、人口の半分をしめる女性にとって極めて密接な関係のあることから、当然、女子によって非常に強い関心が寄せられ、それが結果的にこの条約の普及度を高めていることを予測させ、そうした予測を実証してみたくもあったからである。なお、この調査は、こうした予測がはずれていた場合に、条約普及を図るためによりよい方法を考える手掛かりを得ることをも目的としている。なぜなら女子差別は、条約自体が指摘しているように（5条a）、性役割分担というかたちで人びとの心のなかに固定観念として深く根づいており、これを打破するには、（憲法や国内法でこれまでその解消が実現しなかったことにもかんがみ、）この条約のもたらす効果に最後の期待がかけられるからである。ただ、女子差別撤廃条約は、いわゆる self-executing な条約とは考えられていないので、「条約」の効用を最大限に発揮させるためには、この条約の内容をわれわれが十二分に理解し、積極的にその活用を図る必要があるのである。

第2次大戦後に制定された人道法条約、すなわち1949年のジュネーヴ4条約も、1977年の2議定書も、もれなく普及条項を設けた（第1条約47条、第2条約48条、第3条約127条、第4条約144条、1977年の第1議定書83条、第2議定書19条）が、これは、大戦後におこなわれた戦犯裁判に配慮したものと考えられる。最近の人権条約である「児童の権利条約」は、条約自体の中に「普及条項」（42条）を設けているが、条約規定ではないものの、女子差別撤廃委員会（CEDAW）が1988年に採択した一般的勧告6号も、この条約や条約に基づいて提出される政府報告書等の普及に努めるよう、締約国に勧告している。

さて、調査を実施するといっても、調査の素人がするのであるから、一切が手さぐり状態で、得られた結果にも、はたして信憑性があるのか、まったく自信はないが、とり敢えず、筆者なりの集計結果と、結論とを発表して、ご批判、ご指導をまつ次第である。

[一] 今回実施した女子差別撤廃条約普及度調査の概要

(1) 調査項目

調査項目を決めるにあたっては、回答者の知識を問うとか試すとかいうのではなく、むしろ、この調査用紙を目につくことによって、回答者に、女子差別撤廃条約に関する若干の知識を得てもらい、また条約について関心をもってもらうよう工夫した。たとえば「女子差別撤廃条約が、いつ、どこで、採択されたか」などと訊ねることはせず、この条約は1979年（昭和54年）12月18日に、国連総会で採択され、2年後の9月3日に効力を発生したが、日本についてこの条約が効力を発生したのは、それよりさらに後の、1985年（昭和60年）7月25日付けであるという事実をまず説明したうえで、つぎのような質問をおこなったのである。（設問は、全部で九つ）

1. 女子差別撤廃条約を知っていたかどうか。（ハイ／イイエで答える。）
2. 上記ハイの回答者に、条約を知ったメディアを訊ねる。（イ. 新聞、ロ. ラジオ・テレビ、ハ. その他、から選択。重複可。ハの場合は、具体的説明を要求。）
3. 条約を読んだことがあるかどうか。（イ. イイエ、ロ. ハイ、ハ. 熟読している、ニ. その他、から選択。ハの場合は全部／一部のいずれか選択。ニの場合は、具体的説明を要求。）
4. 日本は、20カ国の批准または加入で条約が効力を発生した後に、これを批准したことをどう思うか。（イ. それでよい、ロ. もっと早く批准するべきだった、ハ. その他、から選択。ハの場合は具体的説明を要求。）
5. 最近（1991年夏）の世界の国家数（約170カ国）と国連加盟国数（165カ国）とを注記したうえで、100カ国を少し越えた現在の条約締約国数をどう思うか。（イ. とても多い、ロ. 少ない、ハ. まあまあだ、から選択。）
6. 性差別をうけたと思ったことがあるかどうか。（ハイ／イイエで答える。）
7. 上記ハイの回答者に、それはどんな場合か。（具体的説明を要求。）
8. 日本の政府は、この条約を十分に広報していると思うかどうか。（ハイ／イイエで答える。）

9. 条約の条文を手許におきたいかどうか。(ハイ／イイエで答える。)
他に、性別と年齢(10才きざみで)とを訊ねたが、もちろん記名は求めていない。

(2) 調査対象および実施時期

結果の偏りをなくすために、サンプリングに関して一定の方式があることは、承知していたが、質問紙(郵送／対面聞き取り)によるものであれ、電話によるものであれ、一個人の扱える数には限りがあるので、結局筆者もしくは筆者の知人の好意によって、一定のまとまった数の回答が得られる機会(主として授業時)を利用させてもらうこととした。以下は、実施時期順に調査対象グループを列記したものである。(記述は、(1)グループ・コード(内容説明)／(2)回答者種別・年齢層／(3)実施時期・実施者もしくは実施協力者／(4)特記事項(必要な場合のみ)の順としてある。)

A創(創価学会青年部主催の国際人権保障講演会参加者：於鹿児島市)／社会人(一部学生も含む)・10～70代／1991年初秋・筆者が実施。

B下(鹿児島市下荒田町内会会員有志)／社会人・10～80代／1991年秋～冬・同町内会の知人Mさん／調査はMさんが質問紙を各戸に配布し、後日回収する方法でやや長期にわたり実施。

C鹿(鹿児島大学法文学部国際法受講生・2～3年次)／学生・10～20代／1991年秋・授業時筆者が実施／筆者の国際法講義Ⅰの受講者を対象としたが、とくに女子差別撤廃条約についての講義はしていない。

D広(広島大学法学部憲法受講生・昼夜間全学年)／学生・10～30代(社会人学生若干名をふくむ)／1991年秋～冬・廣大畑教授(当時・現近大教授)が複数クラスで授業時に実施された由である。

E OIU(大阪国際大学経営情報学部および政経学部法学受講生・1年次)／学生・10～20代／1992年夏・高田講師(当時阪大教授・現 OIU 教授)の授業後に実施。

F長(長崎外国語短期大学法学受講生)／学生・10～20代および40代主婦1名／1992年夏・新井長外短大教授が授業時に実施。

G文h(文京女子大学保育学科法学受講生)／学生・10～20代／1992年秋・山

下教授が法学の授業で女子差別撤廃条約にふれる前に実施。

H文 k (文京女子大学経営学科法学受講生)／学生・10～20代／1992年秋・山下教授が法学の授業で女子差別撤廃条約にふれた後に実施。

J ミキ (関西女学院短期大学(在三木市)全校生)／学生・10～20代／1992年秋・浜名理事長に依頼して実施。

K 専 (関西保育福祉専門学校(在尼崎市)全校生)／学生・10～20代／1992年秋・浜名理事長に依頼して実施。

L 枝 (枚方市人権関係3グループ会員)／社会人(一部学生も含む)・10～60代／1992年秋～冬(連続講座「人権を考える市民の会」8～9月開催, セクハラ映画“9時から5時まで”上映会=9月17日, “アリランのうた”上映会=12月6日, の各参加者)・同市職員松原さんの好意で各会合の終了時に実施。

M 静 (静岡県立大学国際関係学部国際法受講生)／学生・10～20代／1992年秋・西立野教授により授業時に実施。

N 共 (共愛学園女子短期大学法学受講生)／学生・10～20代／1992年秋・篠原教授により授業時に実施。

(3) 基礎集計表

こうして得られた総計2,750のサンプルを、性別、調査対象グループ別に、実数で集計したものが、以下の3表(表I-1～3)である。次章以下の諸表は、すべて、この基礎表の数を基に、算出している。

なお、この集計作業をすすめるにあたって、いくつか問題を感じる点があったので、今後の作業への反省の指針とする意味で、この場に摘記しておきたい。その第一点は、設問1で条約を「知らなかった」と答えた人のなかに、設問3の条約を「読んだことがあるかどうか」の質問に対し、「読んでいない」(当然であろう)と答えた人と、おそらく答えるまでもないと判断した結果であろうが、まったく回答していない人とがあったことである。たしかにこれは出題者がわの不手際であったと考えられるので、次章における百分比による集計表の作成にあたっては、「条約を読んでいない」とする人の数には、これらの無回答者(NA)をも加えて計算することとした。また、この条約の批准の時期についての意見をきいた設問

4に対する回答を集計しながら、「批准」の語にもう少し解説をつけるべきであったのではないかとも感じさせられた。あるいは、「署名・批准」と「加入」のそれぞれについて、簡単な解説を注記しておくのも、一案であったと思われる。これが、第二点である。調査をおこなうにあたって、こうしたいわゆる「専門用語」の使用について、配慮を欠いた点を反省させられた。第三点は、設問5の選択肢のうちに、ハ.まあまあだ、という曖昧な一項を加えたことである。むしろこの場合は、イ.口.の選択肢だけでよかったです。もっとも、設問4の選択肢中の、イ.は、調査者としては、ぜひ入れたかった一項で、これは欠くことができなかつたと思うのであるが。

(表 I - 1) 実数による女子の調査対象グループ別基礎集計表

	A創	B下	C鹿	D広	E0IU	F長	G文h	H文k	J洋	K専	L枚	M静	N共	合計
サンク数	116 ☆	67 ☆	32	44	17	168 ☆	145	232	927 ☆	360 ☆	46	20	40	2,214 ☆
1. Y. 知 N. NA.	44 (1)	32	14	15	5	36	51	201 (1)	151	75	22	13	23	682
2. イ. 好 口. ハ. NA., DC.	18 (1)(6)	19 (6)	2 (1)	8 (3)	0 (1)	4 (5)	4 (3)	40 (2)	34 (2)	14 (2)	12 (2)	4 (1)	2 (1)	161 (4)(2)
3. N. 一部Y. NA.他	91 (10)	53 (1)	24 (6)	37 (2)	15 (1)	154 (5)	137 (3)	161 (2)	870 (5)	322 (9)	30 (20)	20 (13)	34 (3)	1,948 (75), 10
4. イ. 批 口. ハ. NA.	13 (13)	26 (9)	3 (1)	9 (1)	6 (7)	61 (5)	46 (2)	78 (5)	502 (14)	155 (33)	6 (3)	2 (7)	9 (2)	916 (48)
5. イ. 締 口. ハ. NA.	6 (15)	9 (6)	0 (5)	2 (3)	1 (3)	18 (5)	9 (3)	20 (14)	71 (33)	26 (33)	2 (8)	0 (8)	3 (8)	167 (84)
6. Y. 験 N. NA.	46 (13)	11 (2)	12 (1)	14 (1)	8 (1)	31 (2)	6 (1)	31 (1)	95 (3)	35 (11)	27 (11)	8 (4)	27 (4)	351 (50)
8. Y. 広 N. NA.	1 (5)	7 (3)	0 (1)	1 (1)	0 (1)	6 (1)	5 (1)	15 (1)	66 (7)	18 (6)	1 (6)	0 (6)	0 (6)	120 (41)
9. Y. 意 N. NA.	84 (20)	26 (3)	27 (3)	29 (1)	10 (1)	113 (4)	46 (5)	126 (5)	356 (24)	127 (27)	34 (8)	10 (3)	21 (3)	1,009 (101)
備 考	<p>☆ 性別不詳者あり。表I-3参照。</p> <p>1. 括弧付き数字は無回答または無意味回答数 (NA.)。</p> <p>2. 丸付き数字は複数回答による重複回答数 (DC.)。</p> <p>3. 調問3・その他の欄外数字は、採録しなかった選択肢の回答数。</p>													

(表I-2) 実数による男子の調査対象グループ別基礎集計表

	A創 B下 C鹿 D広 EOIU F長 K専 L枚 M静										合計
★付数	42 ☆	21 ☆	71	95	130	2	74	35	13	483 ☆	
1. Y. 知 N. NA.	16 (1)	12	33	33	41	2	12	26	6	181	
2. 4. 片口. ハ. NA., DC.	8 ①	9 4	9 24	9 16	15 17	0	5 4	14 5	3	72 82	
3. N. 一部Y. NA.他	35 (5)	14	64	82	117	2	66	16	11	407 41 (27).8	
4. 4. 批口. ハ. NA.	6 31 2 (3)	16	18	40	57	1	28	8	5	179 256 31 (18).1	
5. 4. 締口. ハ. NA.	1 24 13 (4)	0 4 15 (2)	0 29 42 (1)	14 21 59 (3)	19 35 73 (3)	1	5 20 44 (5)	4 13 12 (6)	1 4 6 (2)	45 151 264 (23)	
6. Y. 験 N. NA.	2 (3)	1 (3)	2 (1)	5 (2)	14 (2)	0 (1)	5 (1)	7 (7)	4 (7)	40 426 (17)	
8. Y. 広 N. NA.	2 (1)	4 (1)	0 (2)	2 (5)	9 (4)	0 (4)	4 (6)	1 (6)	1 (6)	23 441 (19)	
9. Y. 意 N. NA.	28 (5)	7 (2)	40 (3)	32 (7)	39 (9)	1 (7)	20 (7)	22 (9)	3 (9)	192 265 (26)	
備 考	☆ 性別不詳者あり。表I-3 参照。 1. 括弧付き数字は無回答または無意味回答数 (NA.)。 2. 丸付き数字は複数回答による重複回答数 (DC.)。 3. 設問3・その他の欄外数字は、採録しなかった選択肢の回答数。										

〔表I-3〕 実数による☆性別不詳者の調査対象グループ別基礎集計表および合計表

	A創	B下	F長	K専	L枚	☆合計	女合計	男合計	男女計	男女☆計
総数	14	4	5	22	8	53	2,214	483	2,697	2,750
1. Y.	4	2	0	4	7	17	682	181	863	880
知 N.	10	2	5	18	1	36	1,530	300	1,830	1,866
NA							(2)	(2)	(4)	(4)
2. 1.	4	1	0	1	5	11	161	72	233	244
行口	1	1	0	2	2	6	291	82	373	379
ハ	0	0	0	1	1	2	252	38	290	292
NA, DC	(1)			(1)		(2)	(4)②	(1)②	(5)③	(5)③
3. N.	10	2	5	20	3	40	1,948	407	2,355	2,395
一部Y.	2	2	0	2	3	8	181	41	222	230
NA	(2)		(1)	(1)	1	(4)①	(75)10	(2)⑧	(102)18	(106)18
4. 1.	3	3	2	12	4	24	916	179	1,095	1,119
批口	9	1	3	6	3	22	1,125	256	1,381	1,403
ハ	0	0	0	4	1	5	125	31	156	161
NA	(2)					(2)	(48)	(8)①	(66)①	(68)②
5. 1.	2	0	1	1	2	6	167	45	212	218
締口	8	1	1	7	4	21	666	151	817	838
ハ	3	3	3	11	2	22	1,297	264	1,561	1,583
NA	(1)		(3)			(4)	(84)	(23)	(107)	(110)
6. Y.	4	2	0	1	2	9	351	40	391	400
験N.	6	2	5	21	5	39	1,813	426	2,239	2,278
NA	(4)			(1)		(5)	(50)	(17)	(67)	(72)
8. Y.	0	1	0	1	1	3	120	23	143	146
広N.	11	3	5	19	6	44	2,053	441	2,494	2,538
NA	(3)		(2)	(1)		(6)	(41)	(19)	(60)	(66)
9. Y.	8	2	3	6	5	24	1,009	192	1,201	1,225
意N.	1	2	2	12	2	19	1,104	265	1,369	1,388
NA	(5)		(4)	(1)		(10)	(101)	(26)	(127)	(137)
備考	1. 括弧付き数字は無回答または無意味回答数(NA)。 2. 丸付き数字は複数回答による重複回答数(DC)。 3. 調問3・その他の欄外数字は、採録しなかった選択肢の回答数。									

〔二〕 百分比による集計表の作成と同表にみるこの条約関連の問題点

(1) 百分比による集計表の作成

百分比表の作成にあたっては、つぎのことを原則とした。

① 各グループの百分比算出の分母は、有効回答数ではなく、総数としている。

したがって、ハイ／イイエで答える設問の場合も、一方が50.0%であったからといって、他方も同じ50.0%となるわけではなく、NAのある場合は、当然両者の合計が、100%を下まわることとなる。なお、小数点以下2桁目の数を5捨6入して、小数点以下1桁のみ示すことを原則とした。ただ、小数点以下が0.99とか、0.98とかなるような場合は、これをそのままに残している。

② 上述のように、設問3の「読んでいない」回答者にはNAの人数も含めている。

③ 各欄の対比を容易にするため、できるだけコンパクトな表にするようつとめ、そのため、ハイ／イイエの回答を求めた設問については、原則として過半をしめるもの多い方のみを探った。また具体的記述をもとめた項目については、今回は取りあげなかった。もっとも、設問2のハ（その他）の場合は、これを選択した人の比率を示すために表に入れ、その具体的説明の代表的なものを備考欄にあげた。

④ 百分比表は、表Ⅱと表Ⅲとの2種類にわけ、前者では、条約の普及・知識・関心にかかわる特徴や問題点を示すと思われる諸項目を、後者では、条約の普及をはかる手掛けりを与えると思われる項目のみをとりあげた。なお、いずれの表の縦欄にも、前述の調査対象グループ・コードをそのまま使用している。

⑤ 表Ⅱの横欄の項目は、つぎのことがらを意味している。

- (a) 女子差別撤廃条約を知らなかった（設問1－N）。
- (b) 女子差別撤廃条約を読んだことがない（設問3－N）。
- (c) 日本国政府によるこの条約の広報は足りないとと思う（設問8－N）。
- (d) 女子差別撤廃条約を読んでみたいと思う（設問9－Y）。
- (e) 性差別をうけた体験はない（設問6－N）。

- (f) 日本の条約批准は、条約発効後でいい（設問4－イ）。
- (g) 日本の条約批准は、条約発効後では遅い（設問4－ロ）。
- (h) 100カ国をこえる締約国数は、とても多い（設問5－イ）。
- (k) 100カ国をこえる締約国数は、少ない（設問5－ロ）。
- (m) 100カ国をこえる締約国数は、まあまあだ（設問5－ハ）。

⑥ 表Ⅲの横欄の項目は、つぎのことを意味している。

- (n) この条約を知ったメディアは、新聞である（設問2－イ）。
- (p) この条約を知ったメディアは、ラジオ・テレビである（設問2－ロ）。
- (r) この条約を知ったメディアは、上記以外のものである（設問2－ハ）。

⑦ 表Ⅱ～Ⅲのなかには、サンプルの実数があまりにも小さいため、百分比を算出すること自体が無意味と思われるケース（たとえば、女子では、C, D, E, L, M, Nのグループなど、また男子では、A, B, F, L, Mなど、および性別不明者では、そのすべてが、それに該当。）が少くないが、男子のF（2名）を除き、あえて、すべてを百分比で示してみた。表Ⅰで実数を確かめられ、意味のない数値は、無視していただきたい。こういう少数グループが沢山できたのは、各調査対象のサンプル数を、一応100名をメドとしていただくよう、協力者にお願いしてあったところを、グループ単位ではなく、男女別に分けて集計したために、こうしたケースがふえる結果となってしまったのである。

⑧ 表Ⅱ・Ⅲの各1～2の下欄は、性別の記載のあった男女をそれぞれ学生と社会人にわけて集計したものである。つまり、グループ・コードでいえば、A, B, L 3 グループの女229名、男98名、計327名を社会人、のこる全グループの女1,985名、男385名、計2,370名を学生として扱った。性別記載のないサンプルも、おなじ分けかたで合算したものが、☆コミ、すなわち総サンプルを学生、社会人に分けたものである。厳密にいえば、A, L のサンプルのなかにも、数名の学生が含まれているが、これらは学校にいる学生ではなく、社会活動に参加している学生であるから、社会人として計算した。

(2) 条約、とくに女子差別撤廃条約の普及・知識・関心にかかわる問題点

まずははじめに、表Ⅱ－3および表Ⅲ－3の最下欄の総合計（あるいは男女計でもよい。総合計も、男女計も、数値はほとんど変わらない。かっこ内の数値は、男女計、総合計の順である。）の行を見ていただきたい。おそらく女子差別撤廃条約の普及度・周知度の低さに驚かれるのではなかろうか。ほとんど7割近い（いずれも(a)67.8%）人が、この条約を「知らなかった」と答え、さらに9割をこえる ((b)91.9%～90.0%) 人が、この条約を「読んでいない」という。よく、「人口の半数をしめる」といわれる女子の、これほど女子にとって、また男子にとっても、重要な意義のなる条約の存在が知られておらず、しかも知らない人はもとより、知っている人でも、これを読んでいないとは、実に驚くべきことではないか。しかも、もっと残念なのは、この条約に関心をもち、これを「読んでみたい」という人が、5割に満たない（いずれも(d)44.5%）ことである。

女子差別撤廃条約のこうした周知度・普及度の低さ、またこの条約に対する関心の低さの原因は、どこにあるのだろう。筆者はそれを、つぎの2点に求められるのではないかと考えた。その一つは、「性差別」あるいは「差別」ということについての理解のなさ、ないしは「差別」についての鈍感さである。それは、8割をこえる ((e)83.0%～82.8%) 人が、「性差別をうけた経験なし」と答えていることに反映されていると思う。しかも、面白いことには、表Ⅱ－1・2に見るように、Nを除いて、G, H, J等の女子大生的回答が、95.2%, 85.3%, 88.6%となかなかの高率を示している（男子学生の場合は、鹿大の97.5%が最高率）のに対して、社会人となった女性の何人かが、自分のうけた性差別体験の具体例として、進学に際し、「女だから女子大へ」と決めつけられた悔しさをあげているのである（集計表には記載していない）。いま「差別体験なし」と回答する女子大生も、あるいは社会に出てから、このような意見の持ち主になるのかも知れないが、大切なのは、差別されている「今」、そのことに気づくことである。そして、一般的にいって、自分が差別されているのに、その自覚のない者は、平気で他人をも差別するのではないかと考えると、差別についてのこの感覚をまず何とかしたい。それこそ、条約5条aが撤廃を求める「偏見」に培われ、かつその「偏見」を培うものに他ならないからである。

条約の周知不徹底の原因の第二には、政府の広報不足をあげたい。後述するよ

うに、たしかに、政府は、政府として、広報のためにかなりの努力をはらっているようであるが、それが残念なことに、国民、とくに学生の年齢層の若者に、十分にとどいていないようと思われる。この表でも、9割 ((c)92.5~92.3%) をこえる人が、政府の広報を「足りない」と答えていることは、おそらく、こうした事情を反映しているといえよう。

一方、「条約」というもの、とくに「女子差別撤廃条約」についての国民の理解も、決して十分ではないようである。たとえば、日本が発効後にこの条約を批准したことについて、4割をこえる ((f)40.6~40.7%) 人が、「それでいい」と日本の立ち遅れを是認し、条約の発効後では「遅すぎる」とする人の比率 ((g)51.2~51.0%) と比べて、あまり大差のないことに注目したい。しかも、興味深いのは、「遅すぎる」の比率が、女子の (50.8%) よりも、男子のそれ (53.0%) の方が高いことである。筆者にいわせれば、少なくとも女子回答者の場合は、「遅すぎる」が100%であってもいいと思うのであるが、日本の女子は、どうも控えめ過ぎるようである。おそらく条約、とくに女子差別撤廃条約についての理解の不足がこうした結果をもたらしたと考えるべきであろう。なお、この批准時に関する態度としては、下荒田町内会の男子の場合は飛び抜けて特異な数値を示していることを指摘しておきたい。ここでは、じつに76.2%の人が、発効後の条約批准を是認しているのである。もっともこのグループはいたってサンプル数が少ないので、たまたまこうなっただけかも知れないことを付言しておく。

同じことが、締約国数に関する回答にも窺われる。170をこえる世界の国家数を示したうえで訊ねた100余の女子差別撤廃条約締約国数を、「とても多い」とする人はさすがにあまりなかった (いずれを(h)7.9%) が、「少ない」とする人も決して多くなく ((h)30.3~30.5%), 「まあまあだ」が半数をこえている ((m)57.9~57.6%) のである。もし条約というものの意義が十分に理解されておれば、当然、この条約の場合などは「少ない」がもっと増え、とくに女子では、100%に達してもよいと思われるにもかかわらずである。こうした数値は、結局のところ、条約への無関心がその根底にあるといえ、それは、この調査によってこんな条約があると知った後でも、依然として、この条約を「読んでみよう」という気を起こす人が、半数に満たないという事実に証明されているようである。(さすがに、女子の45.6%

は、男子の39.7%を上回ってはいるが。) なおここでも、サンプル数は少ないので、一般化してはいえないが、下荒田地区の男子の意見がなかなかのユニークさを示していることを指摘しておきたい。

(3) 集計表にみる女子差別撤廃条約普及手段について

まず、女子差別撤廃条約の普及のために、わが国政府が、どのような努力を重ねてきたのか、政府自身が女子差別撤廃委員会（CEDAW）に提出した第1次・第2次の報告書（いずれも日本文仮訳による）の記述のなかから拾ってみよう。

第1次報告書（1987年提出）では、イ) 政府がこの条約の解説資料を作成して全国に配布し（残念ながら、筆者はこの資料の存在を知らなかった。）(p. 5), ロ) 条約批准に際しておこなわれた制度上の整備＝国籍法改正：家庭科教育に関する学習指導要項のみなおし（報告書提出時は未完）：男女雇用機会均等法の成立等の副産物として、条約の知名度もあがったとし（とくに均等法の作成については、その準備段階からの論議で、男女の役割分担という問題をふくめ、条約理解が進んだと評価。）(pp. 3～5), ハ) 両性の本質的平等を基本理念として、男女の定型化された役割に基づく偏見等の意識変革を図るため、例年の各種週間・月間（婦人週間＝毎年4月10日から1週間(p. 22), 男女雇用機会均等月間＝毎年6月中(p. 23), 人権週間＝毎年12月4～10日(p. 24)を利用して、講演会：討論会：座談会：映画会：講座等の開催、特設人権相談所の開設、A.V. 機器や新聞雑誌：地方広報紙：ポスター：リーフレット：パンフレットによる啓発等々の活動をおこない, ニ) わが国の national machinery である婦人問題企画推進本部が中心となって、「国連婦人の十年」世界会議に関連した各種国内会議を開催し、世界会議の動きに合わせて各種文書を採択して今後の課題を明らかにするとともに、将来の展望をもはかり(p. 24), ホ) 婦人問題地域推進会議を開催し(p. 25), ヘ) その他、市井のあらゆるメディアを通じての広報活動（たとえばテレビ・ラジオ番組シリーズ「女性は今」など）(p. 25)をする等々の条約普及努力が、もり沢山に紹介されている。

また第2次報告書（1992年提出）では、イ) 全国各地における条約採択十周年記念事業の開催(p. 4 & p. 23), ロ) 定例各種週間・月間を利用しての諸活動（記

念作文の募集、体験記の募集等をふくむ。) (pp. 22~23), ハ) 新規事業として、上記イに関連する記念地域会議の開催 (p. 24) のほかに、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」推進全国会議やその他の全国会議の開催 (p. 24), ニ) その他政府刊行物 (「婦人の現状と施策」など) : ヴィデオ: 意見文募集等を通じての広報活動、などなどが紹介されている。

と、政府は、たしかに、条約普及のために、いろいろな活動をしているようなのであるが、まことに恥ずかしいことに、筆者はこれまで、その活動の大半を知らずにきた。わずかに「婦人の現状と施策」を書店で見かけた程度である。そして、このことは、他の多くの回答者にとっても同様であるらしい。というのは、ふたたび表にもどっての話であるが、表III-3を見れば、この条約を「知っていた」人達が、その知識を得たメディアの多くはテレビ・ラジオとなっている (いずれも (p) 43.2%) のである。そして第2位となっているのが、その他 ((r) 33.6~33.2%) である (ただし、例外もあり、男子社会人では、新聞が1位、女子社会人、男子学生でも、新聞が2位となり、その結果、男子全体としても新聞が2位、社会人全体としては、新聞が1位となっている。)。もっとも、その他にはいるメディアが政府関係のものでないことは、あれほど多くの回答者が、政府の広報活動を不十分だとしたこと ((c) 92.5~92.3%) からも、明白であろう。(なお表III-1・2の備考欄の記述参照。)

筆者の記憶するところでも、設問2-ハ「その他」に関する具体的事例に、官公庁主催の行事があげられていたものはあまりなく、講座・講演会等にしても、民間主催のものが多かったようである。なお、女子学生の場合、「その他」が高率をしめているのは、一部には、つぎのような事情によると思われる。というのは、文京女子大の山下教授が興味ある実験をして下さり、担当される2クラスのうち、1クラスでは、この条約に関する講義の後で調査を実施され、他のクラスでは、講義前に実施されたので、条約を知った手段として、講義をあげた学生が圧倒的に多く、これが「その他」の欄の数値を押し上げたと思われるのである。

もちろん、新聞にも、政府公報が載ることもあり、テレビ・ラジオで政府提供の広報番組が流れないととはいわない。しかし、もしそのような経路を通じて、この条約を知ったのであれば、やはり政府の広報不足をいう声が高いことの説明が

必要となろう。つまり、人びとは、政府提供の番組や、公報記事以外のものから、この条約に関する知識を得たと考えざるをえない。広報に関する政府の今後の工夫を求めるに同時に、マスコミ事業にたずさわる人達の努力もお願いしたいものである。それにしても、一般のテレビ番組にみるドラマや報道の中には、女子差別撤廃条約5条aが求めている「固定概念の打破」からは、あまりにもかけ離れた筋立てが多いように思われる。さしつけ、こういうところから、改めて貰えないものであろうか。

(4) 調査結果にみるその他の注目点

以上、集計結果から窺われる全体的な問題点を中心に述べたが、ほかにも二・三、注目に値すると思われるところを指摘しておきたい。

もう一度、表II・IIIの各3を見ていただきたい。第一に目をひくことは、社会人と学生との違いである。妙なコードであるが、縦欄の☆コミ学(つまり学生総数)と、☆コミ社(社会人総数)とを比較すると、全体の流れは、男女計とも総合計とも一致する。子細にみれば、ほとんどすべての項目にわたって、10%以上の差のあることに気づく。なかでも目立つものを拾えば、条約を「知っていた」のが、社会人では半数近くに達するという事実である。(男子社会人は過半数の人が条約を「知っていた」。女子社会人も他のグループの男女より多くの人がこの条約を「知っていた」と答えている。)この条約を「読みたい」とする社会人の意欲も旺盛で、過半数の人が積極回答をし、消極回答が過半数を占める全体の結果に逆行している。(これは男女社会人とも同様。むしろ女子社会人の方が、強い意欲を示しているが、これは社会に出て、差別を実感する女子が多いせいであろう。)

条約批准の時期に関する態度でも、社会人の方がより強く早期の批准を支持している。これに対し、学生は早期批准支持者が半数を下まわるありさまである。(ここでは、とくに、女子社会人の積極性が目をひく。)締約国数についての考え方も、社会人の方が、学生より、はるかにラジカルである。学生の、「まあまあだ」60.99%はあまりにも情けない。しかも少しではあるが、女子学生の数値が、男子学生のそれを上まわっていることには、ことばもない。最後に、すでにふれたところであるが、メディアについての、社会人の新聞偏重がとくに目をひく。女子社会人

も例外ではない。性差別体験に関する女子学生と女子社会人との落差も大きく、ほとんど30%近い差がある。学生時代に気づかなかった差別を、社会に出て、つぶさに体験するということであろうか。これも“モラトリアム”期間中の学生の、地に足のついていない生活実態の反映とみることができるだろう。なおここでは、男子社会人の方が、女子学生より「差別体験なし」とする数値が低いという奇妙な結果もみられる。(ただし後述参照。)

第二に目立つのは、男女の差である。それも、女計、男計の各項の数値を対比したところでは、表III-3における(n), (p), (r)の関係を除けば、むしろどの項目も似た数値を示しているといわなければならぬのであるが、それでもいくつかの相違が見出せる。まずは若干繰り返しになるが、普及手段に関する男女差について。ここでは、新聞依存度が男子の方に高く、その結果、テレビ・ラジオが一位であることは共通しているが、二位は、女子が「その他」であるのに対して、男子では、新聞が二位にきている。もっとも、社会人となると、女子の新聞依存度も、「その他」をはるかに抜いているのであるが、それでも圧倒的多数をしめる女子学生の高い「その他」依存度のために、女子全体としては、「その他」の普及手段が二位をしめる結果となっているのである。

しかし、他の点でも、男女差の目立つものがある。たとえば、すでに指摘したように、男子社会人は、この条約を「知っていた」とする人が過半数をこえ(55.1%)、女子社会人の42.8%を大きく上まわっている。もっとも学生にくらべれば(女子29.4%，男子32.98%)女子社会人のこの数値は、まだ立派だといわなければならないが。もっとも注目したいのは、差別体験についての、男女社会人の相違である。これについても、すでに一部ふれたところであるが、「性差別体験あり」とする男子社会人10.2%にくらべ、女子の場合はこれが36.7%という高率にはねあがる。「男社会」の現実を如実に反映した数字といえよう。なお、「差別体験なし」の男子社会人が、女子学生を下まわるという奇妙な現象については、すでにふれたが、「差別体験あり」の数値をもとめれば、女子学生のそれは13.4%となり、さすがに男子社会人のそれよりも高い。

条約批准の時期に関する男女社会人の態度も、(f)・(g)ともそれぞれ10%近い差がある。つまり女子の方が、より早期の批准を支持しているのである。もっとも(f)・

(g)におけるこの男女差は、学生の場合は逆転しており、筆者には、女子学生のこのような態度に、強い物足りなさが感じられてならない。それは、この条約の締約国数についての態度にも窺われることであって、筆者には、女子学生の61.7%（これは、男子学生よりも、男子社会人よりも、女子社会人31.9%よりも、はるかに、はるかに、高率である）もが、なにを根拠に「まあまあ」の締約国数と考えたのか、訊ねたくてならない。

[おわりに]

くどいようだが、調査結果をまとめ終わって、表眺めながら、突出して目立つことといえるのは、やはり、わが国における条約——ここでは女子差別撤廃条約を例にとって調べたわけであるが——の普及度の低さであり、条約に対する国民の理解のなさ、関心の薄さだと思う。これでは、折角、第2次大戦後の世界平和維持の重要な柱の一つとして喧伝された人権の国際的保障が、国民の心に根づきようがない。とくに若い人のなかに、この条約がまったく浸透していないことが憂慮される。レヴェルの高さを誇るわが国の学校教育も、こういう観点から、ぜひ見直してほしいものである。

また、政府がおこなっている種々の広報活動も、もう少し国民、とくに若い人々に魅力のある形でできないものであろうか？ たとえば、男女をとわず、学生の多くは、この条約に関する知識をテレビ・ラジオから得たと答えている（女41.3%，男51.96%）が、それなら、もう少しこの種のメディアを利用することを研究してはどうであろう。それにしても、学生の新聞離れは、少し度が過ぎているようにも思われるが、それなら、一層、若者の好きなマンガによる広報といったことも考えてよいのではないか。マンガはともかく、政府による条約普及のための広報活動のかたちも、少々ステレオタイプの度を過ぎているように筆者には思われる所以である。

欲をいえば、こうした資料へのアクセスについてのもうすこしキメの細かい配慮がほしい。たとえば、各地域の公民館とか公私立の図書館とかに、各種人権条約や関連の政府報告書などが配布されており、市民が気軽に閲覧できるようになっ

ていれば、申し分ないことであるし、それが女子差別撤廃条約に関するいえば、CEDAWの一般的勧告6号の主旨に添うことでもあるのである。

(表II-1) 女子にみる女子差別撤廃条約の普及・理解・関心度(百分比)

GJF	(a)%	(b)%	(c)%	(d)%	(e)%	(f)%	(g)%	(h)%	(k)%	(l)%
A創	61.2	87.1	94.8	72.4	49.1	11.2	76.7	5.2	62.1	19.8
B下	52.3	88.0	85.1	38.8	80.6	38.8	47.8	13.4	23.9	53.7
C鹿	56.2	75.0	100.0	84.4	59.4	9.4	84.4	0.0	43.7	56.2
D広	65.9	88.6	97.7	65.9	65.9	20.4	75.0	4.5	34.1	61.4
EOLU	70.6	94.1	100.0	58.8	47.0	35.3	58.8	5.9	52.9	41.2
F長	78.6	94.6	95.8	67.3	80.3	36.3	55.9	10.7	30.9	58.3
G文h	64.8	96.5	95.9	31.7	95.2	31.7	64.8	6.2	24.1	66.2
H文k	13.4	70.2	93.1	54.3	85.3	33.6	63.4	8.6	30.6	59.5
J社	83.6	95.9	92.1	38.4	88.6	54.1	41.4	7.6	25.8	65.0
K専	79.2	95.0	90.5	35.2	87.2	43.0	38.3	7.2	25.5	57.7
L枚	52.2	73.9	84.8	73.9	32.6	13.0	71.7	4.3	47.8	30.4
M静	35.0	100.0	100.0	50.0	60.0	10.0	90.0	0.0	70.0	30.0
N共	42.5	92.5	100.0	52.5	32.5	25.5	65.0	7.5	37.5	55.0
女学	70.5	92.1	93.0	43.6	84.98	43.9	48.9	7.5	28.0	61.7
女社	56.8	84.7	89.9	62.9	55.0	19.6	67.2	7.4	48.0	31.9
女計	69.1	91.4	92.7	45.6	81.9	41.4	50.8	7.5	30.1	58.6

(表II-2) 男子にみる女子差別撤廃条約の普及・理解・関心度(百分比)

Gコ-F	(a)%	(b)%	(c)%	(d)%	(e)%	(f)%	(g)%	(h)%	(k)%	(l)%	備考
A創	59.5	95.2	92.8	66.7	88.1	14.3	73.8	2.4	57.1	30.9	
B下	42.8	66.7	76.2	33.3	80.9	76.2	23.8	0.0	19.0	71.4	
C鹿	52.1	91.5	97.2	56.3	97.2	25.3	71.8	0.0	40.8	59.1	
D広	65.3	93.7	97.9	33.7	93.7	42.1	47.4	14.7	22.1	62.1	
E01W	68.5	92.3	89.2	30.0	87.8	43.8	49.2	14.6	26.9	56.7	
F長	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	実数
K専	83.8	97.3	89.2	27.0	91.9	37.8	45.9	6.7	27.0	59.4	
L枚	25.7	60.0	80.0	62.8	60.0	22.8	57.1	11.4	37.1	34.3	
M静	53.8	84.6	92.3	23.1	69.2	38.5	38.5	7.7	30.8	46.1	
男学	66.7	93.2	92.98	35.1	91.2	38.7	51.9	10.4	28.6	58.2	
男社	43.9	76.5	84.7	58.2	76.5	30.6	57.1	5.1	41.8	40.8	
男計	62.1	89.8	91.3	39.7	88.2	37.1	53.0	9.3	31.3	54.6	

(表II-3) 性別・職業別にみた女子差別撤廃条約の普及・理解・関心度(百分比)

Gコ-F	(a)%	(b)%	(c)%	(d)%	(e)%	(f)%	(g)%	(h)%	(k)%	(l)%
女学	70.5	92.1	93.0	43.6	84.98	43.9	48.9	7.5	28.0	61.7
女社	56.8	84.7	89.9	62.9	55.0	19.6	67.2	7.4	48.0	31.9
女計	69.1	91.4	92.7	45.6	81.9	41.4	50.8	7.5	30.1	58.6
男学	66.7	93.2	92.98	35.1	91.2	38.7	51.9	10.4	28.6	58.2
男社	43.9	76.5	84.7	58.2	76.5	30.6	57.1	5.1	41.8	40.8
男計	62.1	89.8	91.3	39.7	88.2	37.1	53.0	9.3	31.3	54.6
男女学	69.9	92.3	93.0	42.2	85.99	43.0	49.4	8.0	28.1	61.1
男女社	52.9	82.3	88.4	61.5	61.5	22.9	64.2	6.7	46.2	34.5
男女計	67.8	91.1	92.5	44.5	83.0	40.6	51.2	7.9	30.3	57.9
☆♂学	70.1	92.4	92.99	42.1	86.1	43.1	49.2	8.0	28.1	60.99
☆♂社	52.7	81.3	87.5	61.2	60.6	24.1	63.2	7.4	46.4	34.3
総合計	67.8	90.9	92.3	44.5	82.8	40.7	51.0	7.9	30.5	57.6

(1), (2) 表III-3の備考欄参照。

(表III-1) 女子にみる女子差別撤廃条約の普及手段(百分比)

GJ-F	(n)%	(P)%	(r)%	備 考
A創	40.9	54.5	15.9	
B下	59.4	59.4	0.0	
C鹿	14.3	64.3	28.6	その他(r)の具体的な内容は、雑誌、講演、授業等であるが、H文kの場合には、圧倒的に授業が多い。
D広	53.3	46.7	20.0	
EOU	0.0	80.0	20.0	
F長	11.1	52.8	36.1	
G文h	7.8	54.9	37.2	
H文k	19.9	24.4	57.7	
J計	22.5	43.7	32.4	
K専	18.7	61.3	22.7	
L枚	54.5	31.8	22.7	
M静	30.8	53.8	30.8	
N共	8.7	26.1	60.9	
女学	19.2	41.3	41.1	
女社	50.0	51.0	12.2	
女計	23.6	42.7	36.95	

(表III-2) 男子にみる女子差別撤廃条約の普及手段(百分比)

GJ-F	(n)%	(P)%	(r)%	備 考
A創	50.0	43.7	6.2	その他(r)の具体的な内容は、雑誌、講演、授業等となっている。
B下	75.0	33.3	0.0	
C鹿	27.3	72.7	9.1	
D広	27.3	48.5	33.3	
EOU	36.6	41.5	26.8	
F長	0	2	0	この欄は実数である。
K専	41.7	33.3	25.0	
L枚	53.8	19.2	30.8	
M静	50.0	50.0	16.7	
男学	32.3	51.96	22.8	
男社	57.4	29.6	16.7	
男計	39.8	45.3	20.99	

(表III-3) 性別・職業別にみた女子差別撤廃条約の普及手段(百分比)

G-J-F	(n)%	(P)%	(r)%	備 考
女学	19.2	41.3	41.1	
女社	50.0	51.0	12.2	
女計	23.6	42.7	36.95	
男学	32.3	51.96	22.8	
男社	57.4	29.6	16.7	
男計	39.8	45.3	20.99	
男女学	21.5	43.2	37.8	
男女社	52.6	43.4	13.8	
男女計	26.99	43.2	33.6	
☆女学	21.5	43.2	37.7	性別不詳者を加えた総学生 2,397名
☆女社	55.1	42.4	13.3	性別不詳者を加えた総社会人 353名
総合計	27.7	43.1	33.2	総サンプル 2,750中の比率